

「横浜銀行六十年史」補足一覧

ページ	項目	「横浜銀行六十年史」記述内容	修正・注釈・補足等
57	和議法の制定 (コラム)	こうした経緯は閣議の話題にもなり、多くの同情を呼ぶとともに、強制和議の必要性が痛感されるようになった。そして大正 11 年に「和議法」が制定をみるに至ったのであり、この整理問題はわが国法制史のうえに大きな足跡を残したものといえよう。	大正 11 年に破産法と和議法が制定された。強制和議は和議法ではなく破産法にもとづくものである。 法案の骨格は、大正 8 年にはできあがっていた。七十四銀行破綻の問題が破産法・和議法制定時期を早めたかもしれないが、制定の直接の契機とはいえない。
92	左右田銀行・第二銀行との合同により増加した店舗	合同により増加した店舗は下谷・深川(東京)、長島町・斎藤分・子安・磯子(横浜)、横須賀・前橋の各支店であった。なお、左右田銀行から引継ぎ、いったんは設置することを決めた南仲通・戸部七丁目・大岡(横浜)、堀留・青山(東京)、心斎橋(大阪)、名古屋の 7 支店については、3 年 7 月廃止と決定した。	左右田銀行から継承したのは、下谷・深川・長島町の3か店、第二銀行から継承したのは横須賀・前橋の2か店。 斎藤分・子安・磯子は継承店舗ではなく、横浜興信銀行が独自に新設したものである。 別途、既設の神奈川・長者町・戸部・東京の 4 か店が、左右田銀行の神奈川・寿町・戸部・堀留の各支店の所在地に移転した。
127	瀬谷・鎌倉両行の合併記事	新聞記事には「瀬谷・鎌倉両銀行合併」とあり、「瀬谷・鎌倉両行の合併」と注釈している。	新聞記事には「瀬谷・鎌倉両銀行合併」とあるが、実際の手続きは合併ではなく、瀬谷銀行は鎌倉銀行に債権・債務を譲渡のうえ銀行業務を廃業したものである。
643	瀬谷銀行の結末理由	結末理由「合併」、継承銀行「鎌倉銀行」	瀬谷銀行は鎌倉銀行に債権・債務を譲渡のうえ銀行業務を廃業したもの。結末理由は「営業譲渡」が正しい。
695	年表(昭和 10 年・神奈川県)	10.1 鎌倉銀行 瀬谷銀行を合併	10.1 瀬谷銀行 鎌倉銀行に債権・債務を譲渡(翌 11 年銀行業務を廃業)